

応援します 男女共同参画活動

男女共同参画社会づくり活動団体補助金の申請受付中

市では、性別に関わらずだけれども個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会づくりの一環として、男女共同参画に関する活動に取り組み団体に補助金を交付する制度を実施しています。

【補助対象となる団体】

- 市民等により自主的に組織され、自主的な事業実施や適正な経理処理ができ、かつ次の要件を満たしている団体が対象です。
- ① 男女共同参画に関する活動を主な目的としていること。
- ② 市内に活動の拠点をもち、年間を通じて主に市内で活動していること。
- ③ 主に市内に在住、在勤または在学する18歳以上の方（5人以上）で構成していること。

【補助対象となる事業】

男女共同参画社会の実現につながると思われる事業が対象になります。

- ▼ 事業例
- 講演会や学習会などの開催
- 寸劇や朗読劇などによる啓発
- 啓発チラシやパンフレット、ミニコミ誌などの作成、配布

- 女性や男性の自立、仕事と家庭生活の両立などへの支援活動
- ドメスティック・バイオレンス（DV）被害者へのサポート活動
- 先進事例の調査研究や情報収集
- アンケート調査の実施や報告書作成

【事業の実施期間】

平成20年4月1日から平成21年3月31日までに行われる事業が対象になります。

【補助対象となる経費】

事業実施に必要な経費のうち、講師謝金や旅費、事務用品、「コピー代」、会場使用料などが対象になります。

【補助金の交付額】

予算の範囲内で補助します。ただし、1団体につき年間2万円が上限額となり、千円未満は切り捨てます。

【補助金交付の申請】

所定の書類を6月16日（月）までに人権推進課へ提出してください。

問い合わせ

人権推進課 人権政策担当

☎65-0695 FAX63-4582

自衛隊とのパイプ役

甲賀市自衛官募集相談員決まる

市と自衛隊滋賀地方協力本部は、4月11日に自衛官の志願者に関する情報提供や地域での広報活動等を支援していただく自衛官募集相談員を委嘱しました。

委嘱された5人の方は、^{ひら お まきひろ}平尾雅弘さん（信楽町）、^{ふじわらたいし}藤原大司さん（水口町）、^{なか お ひろつぐ}中尾博次さん（水口町）、^{にしものぶ や}西本信也さん（甲南町）、^{かわ い よしあき}河合芳明さん（土山町）で、前回に引き続いてお受けいただきました。4月1日から2年間ご活躍いただきます。

自衛隊に入隊したい方、興味のある方は、いつでもお気軽にご相談ください。

問い合わせ 総務課 総務係
☎65-0663 FAX63-4554



児童手当 現況届の提出を お忘れなく

現在、児童手当を受給されている方は、6月中に「現況届」を提出してください。

この届は、毎年6月1日現在の養育状況や所得状況などを確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうか確認するためのもので、この届出がないと6月分以降の手当が受けられなくなりますので、必ず6月中に提出してください。

※公務員・団体職員（独立行政法人を除く）の方は勤務先で手続きをしてください。

届出に必要なもの

- 現況届 ● 印かん
- 健康保険証の写しまたは年金加入証明書（国民年金加入者は不要）
- 平成20年度所得証明書（児童手当用）*

*平成20年1月2日以降に本市に転入された方は提出をお願いします。

問い合わせ
社会福祉課 児童家庭支援担当 ☎65-0705 FAX63-4085